

学校における教職員のハラスメント防止等に関する指針

下市町教育委員会

第1 目 的

この指針は、学校における様々なハラスメントの防止並びにハラスメントについての相談及び苦情への適切な対応に係る措置について必要な事項を定め、もって教職員の利益の保護及び公務能率の向上並びに健全な勤務環境を確保することを目的とする。

第2 定 義

1 ハラスメント

次に掲げる(1)から(4)の全てをいう。

(1) セクシュアル・ハラスメント

他の者を不快にさせる全ての性的な言動をいう。職場内に限らず、職場外であっても同様に定義する。

(2) パワー・ハラスメント

職権などの権限や地位等を背景に、適正な業務の範囲を逸脱して、原則として継続的に、人格と尊厳を傷つけ、勤務環境を悪化させる人権侵害行為をいう。

(3) 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント

① 職場における教職員に対する次に掲げる事由に関する言動により当該教職員の勤務環境が害されること。

ア 妊娠したこと。

イ 出産したこと。

ウ 妊娠又は出産に起因する症状により勤務することができないこと若しくはできなかったこと又は能率が低下したこと。

② 職場における教職員に対する妊娠、出産、育児又は介護に関する制度又は措置の利用に関する言動により当該教職員の勤務環境が害されること。

(4) その他のハラスメント

前項(1)から(3)には当てはまらないが同様の性質をもち、勤務環境を悪化させる人権侵害行為をいう。

2 教職員

小学校、中学校、こども園に勤務している全ての教職員をいう。(ただし、教職員以外の職務上関係する者から教職員が受けるハラスメントも含まれる。)

3 監督者

校長・園長及び教職員を指揮監督する者をいう。

第3 監督者及び職員の責務

1 監督者の責務

(1) 健全な勤務環境を確保するため、自身の言動に注意を払うとともに、ハラスメントの防止等について、必要な措置を講じなければならない。

- (2) 教職員からハラスメントに関する相談又は苦情（以下「相談等」という。）があった場合には、迅速かつ真摯に対応するとともに、第4に規定する相談員と必要な連絡調整を行うこと。
- (3) ハラスメントのため教職員の勤務環境が害された場合においては、迅速かつ適切に対応しなければならない。

2 教職員の責務

ハラスメントに関する認識を深めるとともに、ハラスメントを防止及び排除しなければならない。また、ハラスメントが行われていることを知ったときは、相談員に相談するなどこれを黙認してはならない。

第4 相談窓口の設置

- 1 ハラスメントに関する相談等に対応するため、下市町教育委員会内に相談窓口を設置し、相談員を配置する。
- 2 相談員は、2名以上で相談等に対応し、相談等を申し出た者（以下「相談者」という。）が希望する性の者を含めるものとする。
- 3 相談員は、相談者に対する助言及び指導を行い、当該問題を適切かつ迅速に解決するよう努めるとともに、必要に応じ、相談等の内容について教育長に報告するものとする。

第5 相談等の処理

教育長は、相談員からの報告に基づき、事案の内容又は状況から判断し、必要と認めるときは、速やかに事実関係の確認及び調査を行い、問題の解決を図るため必要な措置を講ずるものとする。

第6 プライバシーの保護

ハラスメントに関する相談等の処理を担当する者は、相談者及び関係者のプライバシーの保護に努めるとともに、特に相談者が相談等の申出をしたことによって、不利益を受けないように留意しなければならない。

第7 補 則

この指針の定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この指針は、令和2年7月1日から施行する。